

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	サッポロホールディングス株式会社
【英訳名】	SAPPORO HOLDINGS LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時松 浩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
【電話番号】	03(5423)7214(経理部)
【事務連絡者氏名】	経理部長 黒川 雅弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
【電話番号】	03(5423)7214(経理部)
【事務連絡者氏名】	経理部長 黒川 雅弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

2026年3月27日開催の当社第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件  
配当財産の種類  
金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき90円 配当総額7,022,357,190円  
剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

事業持株会社体制への移行に際して、当社がグループの中核を担うサッポロビール株式会社の事業内容を円滑に承継するため、商号を「サッポロビール株式会社」に変更し、また目的に事業を営むことを加える等の変更及びより機動的かつ柔軟な経営体制構築のための変更を行う。定款変更の効力発生日は2026年7月1日とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

時松浩、松出義忠、松風里栄子、種橋牧夫、藤井良太郎、田内直子、渡辺章博、水留浩一の8名を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

北山久恵、野田聖子、北村洋一の3名を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

飯塚孝徳を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度の一部改定の件

株式報酬制度に関し、当社が信託に拠出する金銭の額の上限の廃止及び取締役に対する業績連動報酬割合の見直しに伴う付与ポイント数の上限の変更を行う。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数	52,419 人
総議決権数	777,501 個

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	683,973	518	0	99.92	可決
第2号議案	683,774	715	0	99.90	可決
第3号議案					
時松 浩	647,906	36,581	0	94.66	可決
松出 義忠	648,462	36,027	0	94.74	可決
松風 里栄子	648,334	36,155	0	94.72	可決
種橋 牧夫	680,958	3,530	0	99.48	可決
藤井 良太郎	682,400	2,090	0	99.69	可決
田内 直子	682,343	2,147	0	99.69	可決
渡辺 章博	682,742	1,748	0	99.74	可決
水留 浩一	682,951	1,539	0	99.78	可決
第4号議案					
北山 久恵	683,122	1,373	0	99.80	可決
野田 聖子	683,243	1,252	0	99.82	可決
北村 洋一	677,718	6,773	0	99.01	可決
第5号議案					
飯塚 孝徳	683,441	1,054	0	99.85	可決
第6号議案	680,704	3,794	0	99.45	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第6号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案が可決されるための要件は、総議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案が可決されるための要件は、総議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使による賛成の議決権の数及び当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数を合計したことにより、すべての議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上